



## 一、相关新法令、新政策

### ● 关于取消和下放一批行政审批项目等事项的决定

【发布单位】国务院

【发布文号】国发〔2013〕19号

【发布日期】2013-05-15

【内容提要】根据该决定，国务院取消行政审批项目 71 项，下放管理层级行政审批项目 20 项，取消评比达标表彰项目 10 项，取消行政事业性收费项目 3 项。其中包括：

项目名称	实施机关	处理决定
企业投资纸浆项目核准	国家发展和改革委员会	取消
企业投资日产 300 吨及以上聚酯项目核准	国家发展和改革委员会	取消
国际船舶代理业务审批	交通运输部	取消
对纳税人申报方式的核准	税务机关	取消
印制有本单位名称发票的审批	国家税务总局	取消
外国人乘自备交通工具在华旅游审批	公安部	取消
出入境检验检疫报检员从业注册	出入境检验检疫机构	取消
外国企业常驻代表机构登记	国家工商行政管理总局	下放省级工商行政管理部门
外国（地区）企业在中国境内从事生产经营活动核准	国家工商行政管理总局	下放省级工商行政管理部门

【法令全文】请点击以下网址查看：

[http://www.gov.cn/zwqk/2013-05/15/content\\_2403676.htm](http://www.gov.cn/zwqk/2013-05/15/content_2403676.htm)

### ● 关于营业税改征增值税总分支机构试点纳税人增值税纳税申报有关事项的公告

【发布单位】国家税务总局

## 一、関連する新法令、新政策

### ● 一部行政審査許可プロジェクトの取消および委譲などの事項に関する決定

【発布機関】国务院

【発布番号】国発〔2013〕19号

【発布日】2013-05-15

【概要】本決定によると、国务院は 71 項目の行政審査許可プロジェクトの取消、20 項目の行政審査許可プロジェクトの管理レベルの委譲、10 項目の評定基準到達表彰項目の取消、3 項目の行政事業性費用徴収項目の取消を行った。それらには以下の内容が含まれる。

项目名称	实施機關	处理決定
紙パルププロジェクトへの企業投資に関する許可	国家發展改革委員會	取消
日産300トンおよびそれ以上のポリエステルプロジェクトへの企業投資に関する許可	国家發展改革委員會	取消
国際船舶代理業務の審査許可	交通運輸部	取消
納税者申告方式に対する認可	稅務機關	取消
本企業名称の入った發票の印刷に関する審査許可	國家稅務總局	取消
外国人の自家用交通手段に乗車しての中国国内旅行の審査許可	公安部	取消
出入国検査検査申告員の就業登録	出入国検査検査機關	取消
外国企業の駐在員事務所の登記	國家工商行政管理總局	省級の工商行政管理部門へ委譲
外国（地区）企業の中国国内における生産經營活動への従事の認可	國家工商行政管理總局	省級の工商行政管理部門へ委譲

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

[http://www.gov.cn/zwqk/2013-05/15/content\\_2403676.htm](http://www.gov.cn/zwqk/2013-05/15/content_2403676.htm)

### ● 營業稅から増値稅へ一本化する本部および分支機構の試行納稅者の増値稅納稅申告の關連事項に関する公告

【発布機関】國家稅務總局

【发布文号】国家税务总局公告 2013 年第 22 号  
【发布日期】2013-05-07  
【实施日期】2013-06-01  
【内容提要】经财政部和国家税务总局批准，适用《总分机构试点纳税人增值税计算缴纳暂行办法》（财税〔2012〕84 号）规定计算缴纳增值税的总机构试点纳税人及其试点地区分支机构，应按照规定公告规定进行增值税纳税申报。  
【法令全文】请点击以下网址查看：  
<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/12307179.html>  
关于《营业税改征增值税总分机构试点纳税人增值税纳税申报有关事项的公告》的解读  
<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138532/12307164.html>

● [关于个人投资者收购企业股权后将原盈余积累转增股本个人所得税问题的公告](#)

【发布单位】国家税务总局  
【发布文号】国家税务总局公告 2013 年第 23 号  
【发布日期】2013-05-07  
【实施日期】2013-06-06  
【内容提要】根据该公告，1 名或多名个人投资者以低于企业净资产价格收购企业股权，取得被收购企业 100% 股权后，企业将原账面金额中的盈余积累向个人投资者转增股本时，对于股权收购价格低于原所有者权益的差额部分未计入股权交易价格，个人投资者取得盈余积累转增股本的部分，应按照“利息、股息、红利所得”项目征收个人所得税。  
【法令全文】请点击以下网址查看：  
<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/12307260.html>  
关于《个人投资者收购企业股权后将原盈余积累转增股本个人所得税问题的公告》的解读  
<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138532/12307197.html>

● [中西部地区外商投资优势产业目录（2013 年修订）](#)

【发布单位】国家发展和改革委员会、商务部  
【发布文号】国家发展和改革委员会、商务部令 1 号  
【发布日期】2013-05-09  
【实施日期】2013-06-10  
【备注】凡属于该产业目录的外商投资项目，可享受鼓励类外商投资项目优惠政策；符合该产业

【发布番号】国家稅務總局公告 2013 年第 22 号  
【発布日】2013-05-07  
【実施日】2013-06-01  
【概要】財政部および国家稅務總局の許可を経て、「本部および分支機構の試行納税者増値稅計算納付暫定弁法」(財稅〔2012〕84 号)の規定を適用して増値稅の計算納付を行う本部機構の試行納税者およびその試行地域の分支機構は、本公告の規定に基づいて増値稅の納稅申告を行わなければならない。  
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/12307179.html>  
「營業稅から増値稅へ一本化する本部・分支機構の試行納税者の増値稅納稅申告の関連事項に関する公告」の解説  
<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138532/12307164.html>

● [個人投資家が企業の持分を買収した後に元の利益剰余金を増資に充てた場合の個人所得稅の問題に関する公告](#)

【發布機關】国家稅務總局  
【發布番号】国家稅務總局公告 2013 年第 23 号  
【発布日】2013-05-07  
【実施日】2013-06-06  
【概要】本公告によると、1 名または複数名の個人投資家が企業の純資産価額を下回る価格で企業の持分を買収し、買収先企業の 100% の持分を取得した後、企業が元の帳簿金額における利益剰余金を個人投資家の増資に充てた場合、持分買収価格が元の所有者權益を下回る差額部分が持分取引価格に計上しておらず、個人投資家が利益剰余金を取得して増資に充てた部分については、「利息、普通配当、特別配当」の科目に照らして個人所得稅を徴収する。  
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/12307260.html>  
「個人投資家が企業の持分を買収した後に元の利益剰余金を増資に充てた場合の個人所得稅問題に関する公告」の解説  
<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138532/12307197.html>

● [中西部地区外商投資優位產業目錄\(2013 年改正\)](#)

【發布機關】国家發展改革委員會、商務部  
【發布番号】国家發展改革委員會、商務部令 1 号  
【発布日】2013-05-09  
【実施日】2013-06-10  
【備考】本產業目錄に該当する外商投資プロジェクトは、いずれも奨励類外商投資プロジェクトの優遇政策

目录规定的外商投资在建项目，可按照该产业目录的有关政策执行。

【法令全文】请点击以下网址查看：  
[http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/2013ling/t20130516\\_541505.htm](http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/2013ling/t20130516_541505.htm)

● 关于更新出口食品生产企业备案证明信息的通知（上海）

【发布单位】上海出入境检验检疫局  
【发布日期】2013-05-14  
【内容提要】根据该通知，上海出入境检验检疫局将统一更新出口食品备案企业的备案证明信息及电子标签信息，办理范围为2013年01月01日前获得备案、已递交2012年年度报告、且目前证书状态为“有效”的出口食品备案企业。  
【法令全文】请点击以下网址查看：  
<http://www.shciq.gov.cn/templates/detail.jsp?id=64160>

● 上海市危险化学品企业调整专项补助办法（上海）

【发布单位】上海市人民政府办公厅  
【发布文号】沪府办发〔2013〕25号  
【发布日期】2013-05-03  
【内容提要】根据该办法：

适用范围
<ul style="list-style-type: none"><li>上海市危险化学品企业的关停以及向规定区域搬迁，依照该办法实施专项补助；</li><li>专项补助资金的补助范围：2013年01月01日至2015年12月31日经上海市产业结构调整协调推进联席会议办公室核准的危险化学品企业调整项目。</li></ul>
专项补助资金的主要用途
<ul style="list-style-type: none"><li>危险化学品企业职工分流安置；</li><li>危险化学品设备、装置的专业拆除工程；</li><li>专业清理危险化学品、专业处置危险废料和危险废弃物等；</li><li>经上海市产业结构调整协调推进联席会议批准的其他用途。</li></ul>

【法令全文】请点击以下网址查看：  
<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/u26ai35744.html>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

を享受することができる。本産業目録の規定に合致する外商投資による建設中のプロジェクトは、本産業目録の関連政策に照らして実施することができる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
[http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/2013ling/t20130516\\_541505.htm](http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/2013ling/t20130516_541505.htm)

● 輸出食品生産企業届出証明情報更新に関する通知（上海）

【発布機関】上海出入国検査検疫局  
【発布日】2013-05-14  
【概要】本通知によると、上海出入国検査検疫局は輸出食品届出企業の届出証明情報および IC タグ情報を統一的に更新する。対象範囲は2013年1月1日までに届出済みであり、2012年の年次報告書を提出し、現時点で証書の状態が「有効」である輸出食品届出企業である。  
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
<http://www.shciq.gov.cn/templates/detail.jsp?id=64160>

● 上海市危险化学品企业调整个别补助办法（上海）

【発布機関】上海市人民政府办公厅  
【発布番号】滬府弁発〔2013〕25号  
【発布日】2013-05-03  
【概要】本弁法によると、以下の通りである。

適用範囲
<ul style="list-style-type: none"><li>上海市の危険化学品企業の閉鎖・営業停止および所定区域への移転は、本弁法に照らして個別補助を実施する。</li><li>個別補助資金の補助範囲：2013年1年1日から2015年12月31日までの間に上海市産業構造調整協調推進合同会議弁公室の認可を受けた危険化学品企業調整プロジェクト。</li></ul>
個別補助資金の主な用途
<ul style="list-style-type: none"><li>危険化学品企業の従業員の配置転換処理。</li><li>危険化学品設備、装置の専門業者による取り外し工事。</li><li>危険化学品の専門業者による片付け、危険廃棄材料および危険廃棄物の専門業者による処理など。</li><li>上海市産業構造調整協調推進合同会議の許可を得たその他の用途。</li></ul>

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/u26ai35744.html>

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

## 二、相关新信息

### ● [《铜冶炼行业准入条件》公开征求意见](#)

日前，工业和信息化部对[《铜冶炼行业准入条件（2006）》](#)进行了修订，编制了[《铜冶炼行业准入条件（2013）（征求意见稿）》](#)，现公开征求意见（截止日期：2013年05月30日）。

根据该征求意见稿，准入条件适用于铜冶炼和再生铜冶炼企业。行业准入需综合考虑以下6方面：

- 企业布局、生产规模和外部条件；
- 质量、工艺和装备；
- 能源消耗；
- 资源综合利用；
- 环境保护；
- 安全生产与职业病防治。

（摘自工业和信息化部网站；2013年05月16日发布）

### ● [环境保护部公布2012年度全国主要污染物总量减排核查处罚情况](#)

日前，环境保护部组织完成了2012年度各省、自治区、直辖市和八家中央企业主要污染物总量减排核查工作，并对《“十二五”主要污染物总量减排目标责任书》年度落实情况进行了检查。经核实，仍有少数地方和企业存在总量减排工作中存在问题。根据有关规定，环境保护部对这些地方或企业作出暂停审批新、改、扩建项目环评或责令限期整改等处罚。

（摘自环境保护部网站；2013年05月14日发布）

### ● [工伤职工因有过错被解除劳动合同的，用人单位仍需支付一次性伤残就业补助金](#)

根据[《工伤保险条例》](#)（2010年修订）第36条和第37条规定，对工伤5-6级（即，大部分丧失劳动能力）、工伤7-10级（即，部分丧失劳动能力）的职工，在法定情形下终止、解除劳动合同时，用人单位有义务向职工依法支付相应金额的一次性伤残就业补助金。所称的“法定情形”是指：

1. 大部分丧失劳动能力的工伤职工：经工伤职工本人提出，用人单位与其解除或者终止劳动关系时。
2. 部分丧失劳动能力的工伤职工：劳动合同约定的期限届满而终止劳动合同时；或者，经职工本人提出，用人单位与其解除或终止劳动合同时。

## 二、関連する新着情報

### ● [「銅精錬業界参入条件」がパブリックコメントを募集する](#)

先頃、工業情報化部は「[銅精錬業界参入条件（2006）](#)」に対する改正を行い、「[銅精錬業界参入条件（2013）（意見募集案）](#)」を制定して、現在パブリックコメントを募集している（締め切りは2013年5月30日である）。

本意見募集案によると、参入条件は銅精錬および再生銅精錬企業に適用される。業界参入には以下の六つの点を総合的に考慮しなければならない。

- 企業の立地、生産規模および外部条件。
- 品質、製造工程および装備。
- エネルギー消費。
- 資源の総合利用。
- 環境保護。
- 安全生産と職業病の防止。

（2013年5月16日付の工業情報化部ウェブサイトより抜粋）

### ● [環境保護部が2012年度の全国主要污染物総量排出削減検査処罰状況を公布した](#)

先頃、環境保護部は2012年度の各省、自治区、直辖市および中央企業八社に関する主要污染物総量排出削減検査作業を実施完了し、「『第十二次五ヶ年計画』主要污染物総量排出削減目標責任書」の年度実施状況について検査を行った。事実確認を経て、依然として少数の地域および企業の総量排出削減作業に問題があることが分かった。関連規定に基づき、環境保護部はこれらの地域および企業に対し、新規、変更、拡張プロジェクトの環境アセスメントの審査許可の一時停止または期限付きの是正を命じるなどの処罰を与える。

（2013年5月14日付の環境保護部ウェブサイトより抜粋）

### ● [労災従業員に過失があり労働契約が解除された場合も、使用者は障害就労補償一時金を支払わなければならない](#)

[「労災保険条例」](#)（2010年改定）第36条および第37条の規定によれば、障害等級5-6級（即ち、大部分の労働能力を喪失）、障害等級7-10級（即ち、労働能力の一部を喪失）の従業員に対し、法定の事由により労働契約を終了、解除する場合、使用者は従業員に対し法に従って相応する金額の障害就労補償一時金を支払う義務がある。いわゆる「法定の事由」とは以下のものを指す。

1. 労働能力の大部分を喪失した労災従業員について、労災従業員本人からの申し出があり、使用者が当該従業員との労働関係を解除または終了する場合。
2. 労働能力の一部を喪失した労災従業員について、労働契約で取り決められた契約期間の満了により労働契約を終了する場合、または従業員本人からの申し出があり、使用者が当該従業員との労働関係を解除または終了する場合、または従業員本人からの申し出があり、使用者が当該従業員との労働関係を解除または終了する場合。

働契約を解除または終了する場合。

律师注意到，因职工有过错（如，《劳动合同法》第 39 条所列各项）解除劳动合同的情况（以下简称“因职工过错解除劳动合同”），未列入《工伤保险条例》上述条款所述的应支付一次性伤残就业补助金的“法定情形”。

对此，据律师了解，实践中，相关地方（如，上海、天津等）劳动行政部门的解释、执行口径是，虽因职工过错解除劳动合同不在“法定情形”之列，但用人单位因职工有过错而解除劳动合同的，原则上仍需根据职工的工伤等级，向其支付相应金额的一次性伤残就业补助金（同时，相关职工仍有权向工伤保险部门申请获得相应金额的一次性工伤医疗补助金）。

（里兆律师事务所 2013 年 05 月 17 日整理编写）

筆者が着目するところ、従業員に過失（例えば、「労働契約法」第 39 条の各号）があり労働契約を解除する状況（以下、「従業員の過失に起因する労働契約の解除」という）は、「労災保険条例」の上記条項に定める障害就労補償一時金を支払わなければならない「法定の事由」に含まれていない。

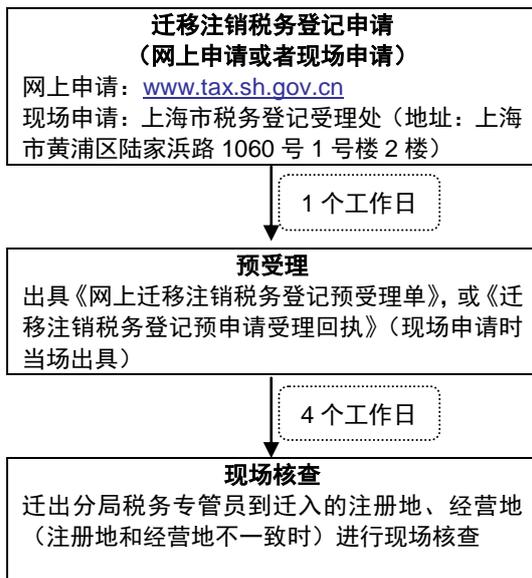
これに関し、筆者の知るところ、実務において、関連地方（例えば、上海、天津など）の労働行政部門の解釈、実施基準として、従業員の過失に起因する労働契約の解除は「法定の事由」に含まれていないとはいえ、使用者が従業員の過失を理由に労働契約を解除する場合、原則として従業員の障害等級に応じて、相応する金額の障害就労補償一時金を支払う必要があるとのことである（同時に、関係従業員は労災保険部門へ相応する金額の労災医療補助一時金を申請し獲得する権利も有する）。

（里兆法律事務所が 2013 年 5 月 17 日付で作成）

## ● 企业跨区迁移之税务手续的流程与注意点

企业为经营便利、合理节税等目的有可能发生跨区迁移。迁移时，税务手续（包括迁出地的税务注销手续和迁入地的开业税务登记手续）是非常重要的一个环节。本文根据上海市国家税务局和上海市地方税务局发布的《迁移注销税务登记管理办法》、《关于调整企业税务登记跨区(县)迁移申请渠道公告》等相关规定，结合律师近期实践操作的经验，对上海市企业跨区迁移中的税务手续做简要介绍。

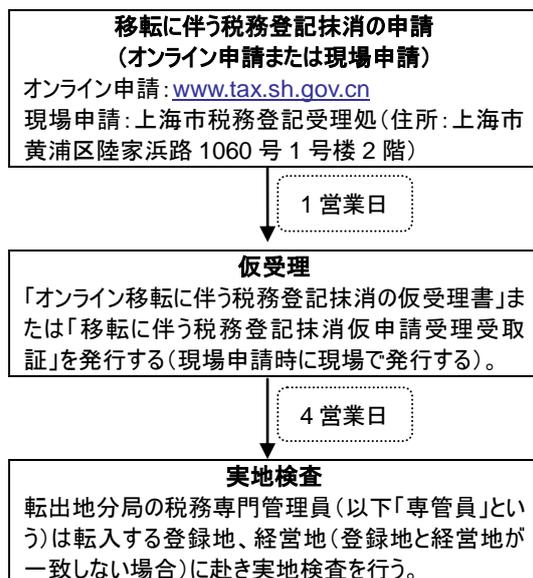
### 1. 税务手续基本流程

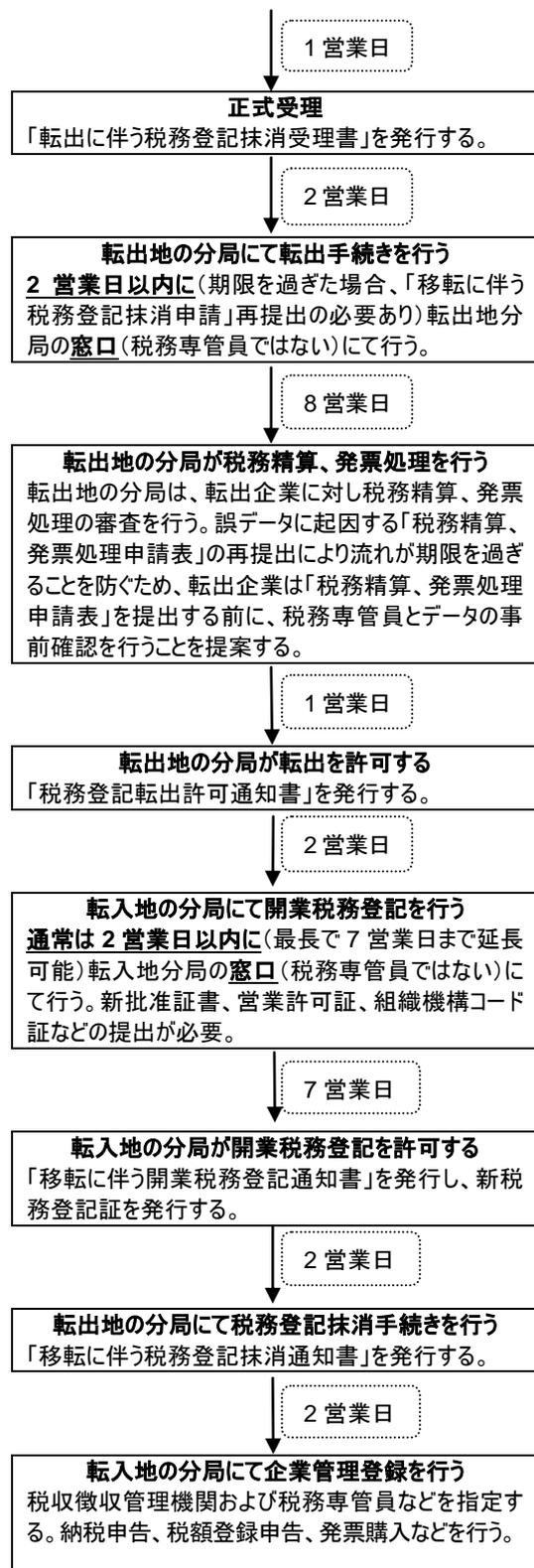
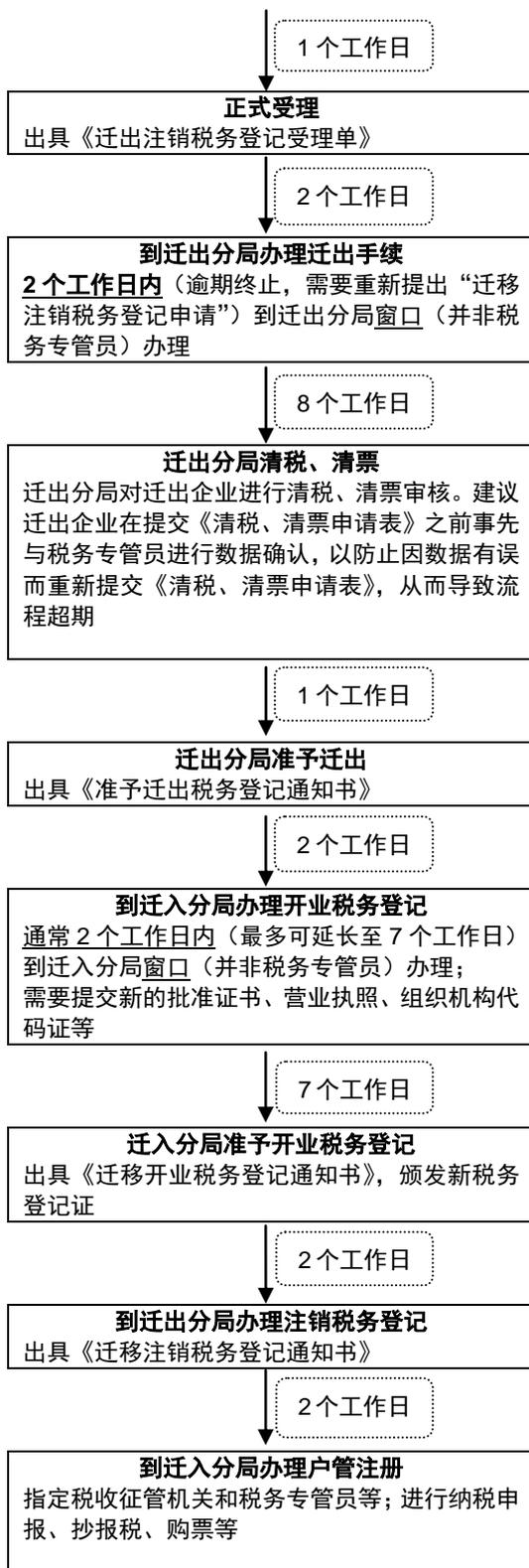


## ● 企業が区を跨いで移転する場合の税務手続きの流れと留意点

企業には経営上の利便、合理的な節税などの目的で区を跨いで移転する状況が生じる可能性がある。移転に際し、税務手続き（転出地の税務抹消手続きおよび転入地の開業税務登記手続きを含む）は非常に重要な事項である。本文では、上海市国家税务局および上海市地方税务局が公布した「移転に伴う税務登記抹消管理办法」、「企業の税務登記の区(県)を跨いだ移転に関する申請ルート調整に関する公告」などの関連規定に基づき、筆者の最近の実務経験に照らし、上海市における企業の区を跨いだ移転に伴う税務手続きについて、簡潔に紹介する。

### 1. 税務手続きの基本的な流れ





## 2. 注意事项

- (1) **办理时间。** 严格按照上述流程，整个税务迁移手续大约需要 30 个工作日。但是，实际操作中延迟的情形比较多。例如：因提供文件超期而导致重新启动程序；因存在“未办结涉税事项”而导致手续中止；等等。

## 2. 留意事項

- (1) **手続き時間。** 厳格に上記の流れによれば、税務移転手続き全体ではおよそ 30 営業日を必要とする。ただし、実務においては遅延する状況が多い。例えば、期限内の資料提出ができずに流れのやり直しとなる、「未解決税務事項」が存在したために手続き中止となるなどである。

- (2) **注意期限要求，尽快准备文件。**整个税务迁移手续由上海市税务登记受理处通过系统进行控制，**每个步骤均有严格的时间控制**。例如：迁出企业应在领取《迁出注销税务登记受理单》后的 2 个工作日内（不含领取当日，下同）到迁出分局窗口办理迁出手续，逾期自动终止，需要重新启动程序；迁出企业应在领取《准予迁出税务登记通知书》后的 14 个工作日内办理完毕开业税务登记，并凭《迁移开业税务登记通知书》、新税务登记证办理注销税务登记。这就要求迁出企业提早准备申请文件（包括安排法定代表人签署和加盖公章），就申请文件中的涉税数据事先与税务专管员进行沟通，尽可能保证一次性通过。
- (2) **期限要求に留意し、速やかに文書を準備する。** 税務移転手続きの全ては上海市税務登記受理処がシステムを通じて管理しており、**各流れはいずれも厳格な時間管理が行われている**。例えば、転出企業は「転出に伴う税務登記抹消受理書」の受領後 2 営業日以内に（受領日当日は含まず、以下同じ）転出地分局の窓口にて転出手続きを行わなければならない。期限が過ぎた場合は自動的に終了し、流れをやり直さなければならない。転出企業は「税務登記転出許可通知書」の受領後 14 営業日以内に開業税務登記手続きを完了し、「移転に伴う開業税務登記通知書」、新税務登記証をもって税務登記抹消手続きを行わなければならない。そのため、できるだけ一回で解決できるよう、転出企業は申請書類を事前に準備し（法定代表人署名および社印捺印の手配を含む）、申請書類における税務関連データについて税務専管員と事前に話し合う必要がある。
- (3) **完成其他涉税事项，把握时间节点。** 迁出企业存在“涉及市级以上稽查案件未办结；税款未结清；依申请涉税事项未终审；企业所得税汇算清缴期内尚未完成清算”四种情况之一的，需要办结上述涉税事项后才可以进行税务迁移手续。因此，迁出企业需要把握时间节点。例如：
- (3) **その他の税務関連事項を完了し、タイミングを図る。** 転出企業に「市級以上の査察にかかわる案件が未解決である、税金に未納付がある、申請による税務関連事件が最終審査を終えていない、企業所得税の確定申告期間内に清算を完了していない」の 4 状況のいずれかが存在する場合、上記税務関連事項が解決された後にはじめて税務移転手続きを行うことが可能となる。よって、転出企業はタイミングを図る必要がある。例えば、以下の通りである。
- a) 原则上建议在**月度中旬**提起迁移申请。如果在月初提起，由于上个月的税款还未缴纳结清，通常不予预受理；如果在月底提起，从提出申请到正式受理通常需要 5 个工作日，上海市税务登记受理处正式受理时可能为次月月初，需要在结清税款后才能出具《迁出注销税务登记受理单》。
- a) 原則として**月の半ば**に移転申請を行うことを提案する。月初めに申請した場合、未だ前月分の税金に関する納付処理が済んでいないため、通常は仮受理されない。月末に申請した場合、申請から正式受理まで通常は 5 営業日を必要とするため、上海市税務登記受理処が正式に受理するのは翌月初めとなる可能性があり、税金納付の完了をもって「転出に伴う税務登記抹消受理書」が発行されることになる。
- b) 每年 **12 月份到次年 5 月份**通常不宜提起迁移申请。每年的 1-5 月份为企业所得税汇算清缴期，上海市税务登记受理处在迁出企业未完成汇算清缴的情况下通常不予受理迁移申请（当然，如果迁出企业在此期间已经完成汇算清缴，可以受理）。如果在 12 月份提起迁移申请，原则上可以预受理，但由于从预受理到完成迁移手续通常需要 30 个工作日，则在迁移过程中不可避免遇到次年度的企业所得税汇算清缴，迁移手续会因此中断，在迁出企业完成汇算清缴后才能重新启动。
- b) 通常、毎年 **12 月から翌年の 5 月**までは移転申請を行うのはよくない。毎年 1 月から 5 月までは企業所得税の確定申告期間であり、通常、上海市税務登記受理処は転出企業が確定申告を終えていない状況で移転申請を受理することはない（無論、転出企業が当該期間内に確定申告を終えていれば、受理される）。また、12 月に移転申請を行う場合、原則としては仮受理が可能であるが、仮受理から移転手続き完了までは、通常、30 営業日を必要とするため、移転過程において翌年度の企業所得税確定申告と重なることは不可避であり、このために移転手続きは中止し、転出企業の確定申告の完了をもって、初めからやり直しとなるものと思われる。
- (4) **注意与其他迁移手续的衔接。** 由于到迁入分局办理开业税务登记时需要提交新批准证书、营业执照、组织机构代码证等，**原则上在办理完毕组织机构代码证变更后**
- (4) **その他の移転手続きとの関連に留意する。** 転入地の分局にて開業税務登記を行う際に新批准証書、営業許可証、組織機構コード証などの提出が必要であることから、**原則として組織機構コード証の変更**

**提起税务迁移申请。**但是，如果迁出企业希望尽快完成迁移手续，也可以在向商务主管部门提起注册地址变更申请时，同时向税务主管机关提起迁移申请。从向商务主管部门提出申请到办理完毕组织机构代码证，通常为 18 个工作日（一般，商务审批 10 个工作日，工商登记变更 5 个工作日，组织机构代码证 3 个工作日；实践操作中有可能延长）；从提起税务迁移申请到办理开业税务登记通常也是 18 个工作日，如果各项手续顺利，两者可以妥善衔接。

律师总体感觉，由上海市税务登记受理处通过系统控制税务迁移手续，可以减少迁出分局对税务迁移的抵制（由于有严格的时间要求，迁出分局通常无法拖延办理时间），但是，这也对迁出企业提出了严格的期限要求，为此，建议迁出企业提前准备文件，并与税务专管员就清税、清票事项保持有效沟通，必要时可通过律师、税务师等专业人员协助协调、安排。

（里兆律师事务所 2013 年 05 月 17 日整理编写）

**手続きを終えた上で税務移転申請を行うことになる。**ただし、転出企業が移転手続きの迅速な完了を望むのであれば、商務主管部門へ登録住所変更の申請を行う際、同時に税務主管機関へ移転申請を行うことも可能である。商務主管部門への申請から組織機構コード証の手続き完了までは、通常で 18 営業日（通常では、商務審査許可が 10 営業日、工商登記変更が 5 営業日、組織機構コード証が 3 営業日であり、実務では遅延することもある）である。税務移転申請から開業税務登記手続きまでも通常 18 営業日であり、各手続きが順調であれば、両者は適度につなげることができる。

筆者の全体的な感覚として、上海市税務登記受理処がシステムを通じて税務移転手続きを管理することにより、転出地分局の税務移転に対する妨害を減少させることを可能にしている（厳格な時間要求があるため、通常では転出地の分局が手続き時間を遅延させることはできない）。ただし、これは転出企業に対しても期限要求の厳守を求めており、このため、転出企業は書類を事前に準備した上、税務専管員と税務精算、発票処理事項について有効な話し合いを行い、必要であれば弁護士、税理士などの専門家の協力を得て調整、実施することを提案する。

（里兆法律事務所が 2013 年 5 月 17 日付で作成）